



= いまの憲法が私たちの暮らしを守る =

”殺さない” 殺させない”

平和憲法が果たすこと

パレスチナの悲惨な光景が連日テレビに写し出されています。一ヶ所に集められ寝かされた新生児たち、血まみれの子供たちを抱えて病院に駆け込む人々。いまパレスチナのガザにおける人道を無視した戦争の実態は全世界の殺戮反対の声を沸き上がらせています。

ようやく国連でも和平を求める決議が採択され、アメリカは拒否権を発動せず世界各地では「殺すな」「即時停戦」のデモが行われています。しかしこれらの声は無視され攻撃が続いています。

攻めるイスラエルはその根拠を自衛権だといひ、評論家はハマスの攻撃があったからだ、報復の程度は人道に反しているという型にはまった解説を繰り返しています。殺されたたくさんの子どもたち、また瀕死の乳児たちを知る私たちにはこ

☆☆

この重大性を伝えているとはとても思えません。自衛権と言えどもとめどもない「殺し合い」は絶対に許されることではなく、止めなければなりません。

平和憲法の施行後76年の間、日本は憲法の平和主義に基づいた外交を展開してきました。それは武力によらない平和構築の道を模索することであったはずで、ところが昨今の自公政権の政策では「脅威の存在」を理由に自衛権のもとに軍備を拡大し、自衛隊を憲法に明記することで、軍隊化を図ろうとする動き、基地強化、ミサイル増強などが進行しているのが現実です。

しかし現在のガザの悲惨な現状を考えるならば、日本がこれまで展開してきた平和外交こそ、いま国際的に求められていることなの

ガザ市にあるシファ病院の医師が公表した未熟児の写真



ではないでしょうか。戦後日本の出発にあたり、私たちは憲法の前文において、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和の内に生存する権利を有することを確認」したはず

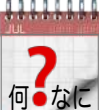
☆☆

今こそ日本政府は、私たちは、この憲法の平和主義に立ち返り、一日も早くガザの悲惨な状況を克服するために、即時停戦に向け強く働きかけていくべきと考えます。

戦後の平和主義の真価が問われています。

日本国憲法 第13条<基本的人権>

「公共」と「公益」の違いは



第13条は「国民の権利については、公共の福祉に反しない限り…最大の尊重を必要とする」ですが、自民案では「公益及び公の秩序に反しない限り」に変えています。憲法は人権相互の衝突の調整を最重要視していますが、自民案では公益・公序に反しない範囲で人権を認めると制限し、新たな規定を設け服従を義務化しようとしているようです。



”映画と講演” 満席で終了

11月19日南部梅郷公民館で行われた「標的」の映画と講演会は好評で終わりました。映画は元朝日新聞記者だった植村隆さんの従軍慰安婦の記事に対する捏造また誹謗・中傷の攻撃、これに報道機関が萎縮していった事の経緯を撮ったもの。講演で植村さんは、今は次世代を担う若者の教育に力を入れている、新聞は民主主義にとって大事なものの、「いい記事があったら、褒めてやってほしい」とも。

講演の録画
あります。

平和のための戦争展・のだ実行委員会
04-7129-4297 (田口)

今月の予定です



<コロナの感染状況で変・中止することがあります。>

12月3日(日) 13:30~16:40

DVD 視聴と「やさしい猫」人権後進国日本の
意見交換 入管制度を問う
南部梅郷公民館 南地域九条の会

12月9日(土) 13:30~16:00

野田・九条の会 DVD 「寺島実郎の世界を知る力」を見て
12月例会 ガザ攻撃について考える
中央公民館 講座室 野田・九条の会

12月9日(土) 16:30~17:30

9の日
行動 九条通信配布とボードで訴え
愛宕駅 改札前広場 野田・九条の会

12月19日(火) 13:30~15:30

ちょっと暖かな「おしゃべりカフェ」
社会や政治のことなど気軽に
おしゃべりしましょう。
北コミ 和室第2 野田・九条の会

1月7日(日) 13:30~16:40

DVD 視聴と意見交換 「ブーチンとゼレンスキー」
南部梅郷公民館 南地域九条の会

自民党は先月、新体制となった憲法審査会幹事会を開き、岸田首相が来年中に改憲を実現させるとの意欲を示したことを受け条文案を具体化すると確認した。

既に改憲四項目は示されており自衛隊の明記、緊急事態対応（緊急事態条項）そして合区解消、教育充実を議論しようとのことと思われる。

四項目のうち後半の二項目は改憲を危ぶむ国民の抵抗感を和らげようとするもので、改憲せずとも法改正で実現できるものだ。

なんといっても改憲の本命は自衛隊の明記と緊急事態条項であり、この二項は互いに関連しあっている。

自衛隊の明記は「書き込んで何も変わらない」と説明しているが、多くの国民は単純にそう捉えてはいない。明記されれば国民から承認されたとし、集団的自衛権の容認と共に海外へ大手を振って出動させることができるようになる。そして国民へ新たな義務を負わす条文をも用意しようとしている。

◆ 緊急事態条項

自民案の緊急事態への条文は「大地震その他の異常かつ大規模な災害により、……」から始まる。

この文言は自然災害に限られるように受け取れるが、その他そして災害には対外紛争も含まれることを察知しなければならない。さらに読むと「内閣は……政令を制定できる」とあり三権分立の停止、そして立法は

閣議のみでできるとしている。これは最早ナチスの全権委任法の独裁条項に匹敵する。台湾の有事を煽り緊急事態宣言を発すれば戦費増税、自治体を配下にし経済を統制、さらには徴兵制新設など人権制限へとめどもなく拡大することが容易となる。

緊急事態条項は国の行方そして暮らしを根本的に覆らせる恐ろしい改憲案と言える。

● 他国と武力紛争をしてはならない

私たちは国連憲章第53条ほかに存在する旧敵国条項の条文を意識したことはまずないと思う。

日本を含む第二次大戦の枢軸国が対象であり、不穏な行動に対しては国連安保理の承認なく制裁して良いとするものだ。この条文は既に死文化していると自民政権は説明してきたが、ロシアと中国は未だ外交手段として放棄してはいない。つまり私たちは他国とは武力ではなく外交力で臨むことを常に選択しなければならないということだ。

自民改憲案は海外で自衛隊による武力行使、国内では緊急事態条項で国民を統制する、これでは戦後78年で培った平和な国日本を根本から変えてしまう、これは到底認められない。

憲法9条と 日本の海上輸送

戦没船を記録する会
本望隆司

🚩 日本の国のなりたち

日本は石油や鉄などの資源が無いので輸入し製品を生産し、製品を輸出して経済は成り立っています。そのため船舶による海上輸送は無くしてはなりません。

🚩 海上輸送の安全をどう守るか

第二次大戦では日本の民間船舶をアメリカが攻撃し壊滅したため敗戦となりました。現在の海上交通は地球全体に広がり、シーレン防衛は武力では不可能です。敵を作らず、戦争しないことしかありません。

★ イラン・イラク戦争の教訓

1980年代イランイラク戦争が勃発し、両国は「ペルシャ湾内を航行するタンカーを攻撃する」と言い出しました。両国からの石油輸入

が途絶えたら大変なことになります。私は当時タンカーでペルシャ湾と日本の間の石油輸送に従事していました。当時アラブ諸国には「日本は憲法9条のもとで戦力を持たず戦争を放棄した国」という認識があったと思います。海員組合・船主団体・政府間の調整により「日本タンカーは攻撃しない」との約束が成立し、デッキに日の丸をペンキで描き、船団を組んでペルシャ湾内の航行が可能となりました。

憲法9条に守られたと言えます。

🚩 憲法9条の威力

湾岸諸国の親日的ムードは弱まったとはいえ、海運に限らず存在します。これは平和主義に徹した憲法9条抜きに考えられません。

今こそ全世界に向か
憲法9条を持つ日本で
あることを宣言する
べきです。

